

議案第 78 号

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 26 年 11 月 26 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、行政経営審議会及び高齢者サービス調整会議を新たに設置すること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３６年大口村条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会委員	月額 １４，０００円	〃
教育委員会委員長	月額 ２７，５００円	〃
教育委員会委員	月額 ２７，５００円	〃
行政改革推進委員	１回 ５，９００円	〃
総合計画審議会委員	１回 ５，９００円	〃
地域交通推進会議委員	１回 ５，９００円	〃
固定資産評価審査委員会委員	１回 ５，９００円	〃
特別職報酬等審議会委員	１回 ５，９００円	〃
公の施設指定管理者選定審議会委員	１回 ５，９００円	〃

」を

「

農業委員会委員	月額 １４，０００円	〃
教育委員会委員	月額 ２７，５００円	〃
行政経営審議会委員	１回 ５，９００円	〃
地域交通推進会議委員	１回 ５，９００円	〃
固定資産評価審査委員会委員	１回 ５，９００円	〃
公の施設指定管理者選定審議会委員	１回 ５，９００円	〃

」に

改め、介護認定審査会委員の部の次に次のように加える。

高齢者サービス調整会議委員	1回 5,900円	〃
---------------	-----------	---

附 則

この条例は、平成27年2月1日から施行する。ただし、介護認定審査会委員の部の次に高齢者サービス調整会議委員の部を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略			略		
<u>農業委員会委員</u>	月額 14,000円	〃	<u>農業委員会委員</u>	月額 14,000円	〃
<u>教育委員会委員</u>	月額 27,500円	〃	<u>教育委員会委員長</u>	月額 27,500円	〃
<u>行政経営審議会委員</u>	1回 5,900円	〃	<u>教育委員会委員</u>	月額 27,500円	〃
<u>地域交通推進会議委員</u>	1回 5,900円	〃	<u>行政改革推進委員</u>	1回 5,900円	〃
<u>固定資産評価審査委員会委員</u>	1回 5,900円	〃	<u>総合計画審議会委員</u>	1回 5,900円	〃
<u>公の施設指定管理者選定審議会委員</u>	1回 5,900円	〃	<u>地域交通推進会議委員</u>	1回 5,900円	〃
略			<u>固定資産評価審査委員会委員</u>	1回 5,900円	〃
<u>介護認定審査会委員</u>	審査判定業務 1回 20,000円 その他 1回 5,900円	〃	<u>特別職報酬等審議会委員</u>	1回 5,900円	〃
<u>高齢者サービス調整会議委員</u>	1回 5,900円	〃	<u>公の施設指定管理者選定審議会委員</u>	1回 5,900円	〃
略			略		
備考 略			備考 略		